

2026年 農地に関する調査の実施について

発起人会からのお願い

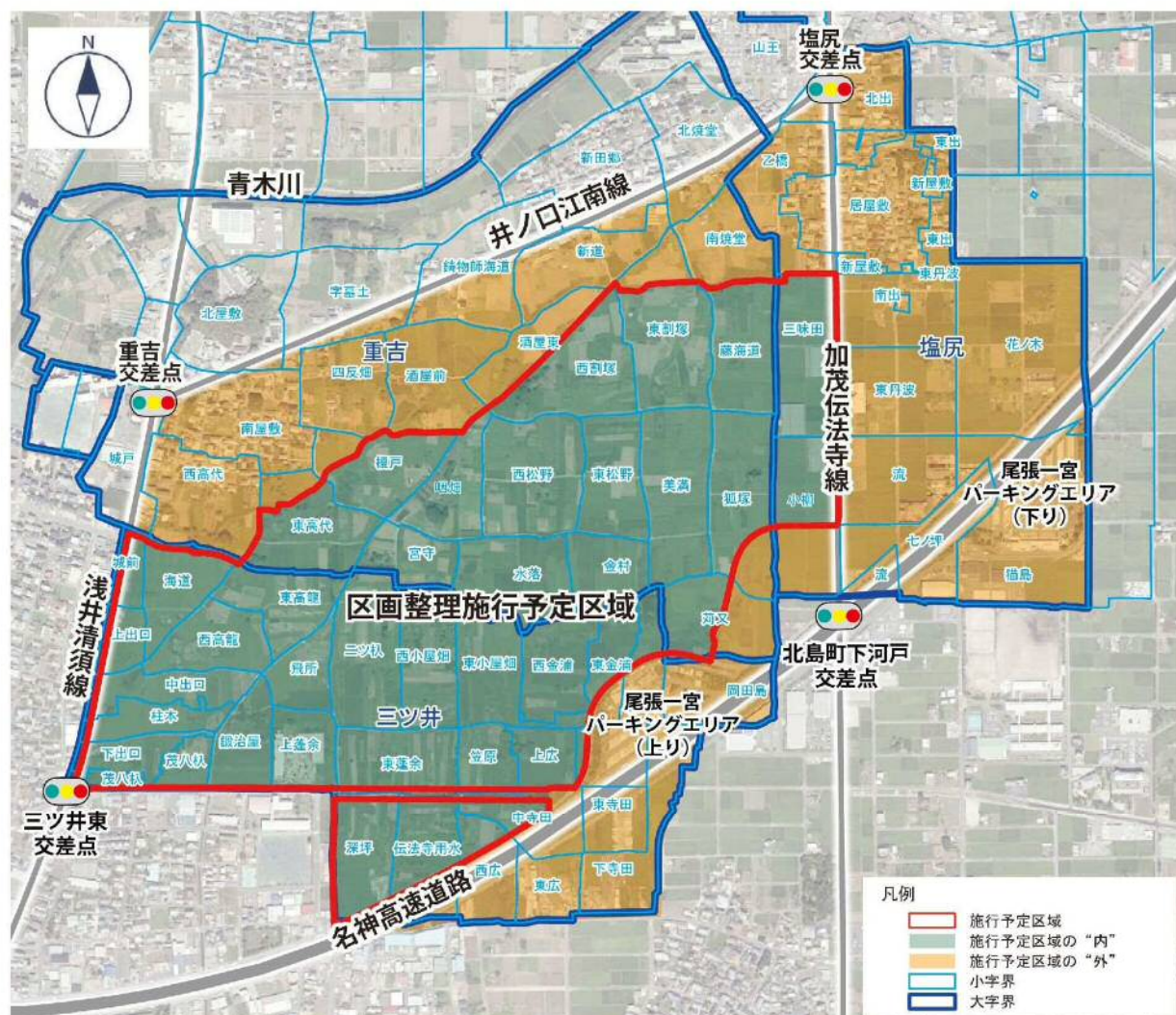
地権者説明会や個別相談会において、みなさまからいただいた営農に関するご意見やご要望に対し、みなさまが所有する区画整理の施行予定区域の“内”の農地における納税猶予の適用状況と、区域の“外”での営農継続や農地の売却や交換等に関する意向を把握する「農地に関する調査」を実施します。

今後の事業化を検討するための大変重要な調査となります。現在進めている換地事前申出、埋蔵文化財試掘に関する承諾書など、事業化に向けた調査が重複しており、大変お手数をおかけしますが、調査へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

対象エリア

「みどりのエリア」 …納税猶予に関する質問（Q1）

「オレンジのエリア」…農地に関する質問（Q2～Q6）



1 施行予定区域“内”の納税猶予に関すること

対象者：全ての方

目的：市街化区域編入により、原則として施行予定区域内の農地は残せなくなるため、施行予定区域内の納税猶予の状況を把握する

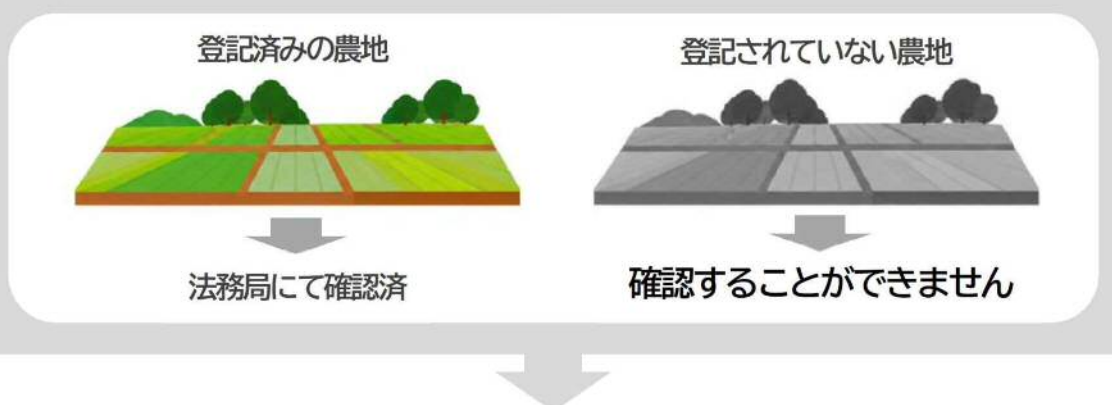
納税猶予とは

農地を相続した農業相続人が、一定の要件を満たす場合、相続税の納税が猶予される制度です。

施行予定区域内の土地については、土地区画整理事業で基盤整備を行い、企業に売却または農地以外で賃貸することを想定しているため、原則として施行予定区域内の農地は残せなくなります。そのため、納税猶予を設定している土地は、猶予された土地の全部または一部の猶予が解除（打ち切り）されるため、**納税（相続税の全部または一部、利子など）する必要があります。**



納税猶予については、法務局の登記事項証明書（登記簿謄本）で確認しておりますが、登記されていない場合は確認することができません。



施行予定区域内の納税猶予の状況を漏れなく把握し、納税猶予に関する各種手続きや情報を関係する方へご案内することを考えています。

今後も納税猶予や農地に関する調査のお願いや各種資料送付を行う場合がありますので、予めご承知おき下さい。

2 施行予定区域“外”での営農継続や農地の売却等に関すること

対象者：区画整理の施行予定区域の外に農地を所有しており、農地を売却や交換等したい方

区画整理の施行予定区域の内で続けられない農業を区域の外で継続したい方

目的：区域外における営農希望、売却や交換できる農地に関する情報を収集する

本地区の場合



本調査は、
実際の売買等の仲介・調整・斡旋を目的に行うものではありません。

回答方法

スマートフォンかパソコンをお持ちでしょうか

はい

オンラインにて回答ができます



スマートフォンからは

左の2次元コードを読み取っていただくと回答入力が行える画面に移ります。

パソコンからは

一宮市公式WEBにアクセスし、「ページID検索」でID：1076776を入力し、表示をクリックしていただくと本調査に関するページに移ります。ページ中段「回答URL（外部リンク）」をクリックすると回答入力を行える画面に移ります。

（公式WEB <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp>）

いいえ

同封した紙の回答用紙で回答をお願いします

回答用紙に回答を記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れてポストへ投函してください。

令和8年9月30日（水）までに ご回答 をお願いします

- ・オンラインか、紙のいずれかで回答をお願いします。
（両方を回答された場合は「オンライン回答」を採用します）
- ・期日までに回答を頂けない場合や回答について確認したいことがある場合は、直接ご連絡または訪問等をさせていただく場合がありますので予めご了承ください。
- ・今後も事業化検討の進み具合にあわせて、みなさまのご意向を確認させていただきます。
- ・将来のお話になりますので、ご家族ともご相談のうえご回答ください。
- ・**個人情報の取扱いについて、本調査で得られた情報は本地区のまちづくりに関する検討以外には利用しません。**

問合せ先

本調査は、一宮市が発注した尾張一宮PA周辺地区土地区画整理組合設立発起人会を支援する業務です。本調査でお困りの際は、お手数ですが以下までご連絡ください。

業務受託者：昭和株式会社名古屋支社

住所：愛知県名古屋市中区栄4-3-26昭和ビル5階

電話：052-262-3573

FAX：052-262-3574

担当：根本・齋田・鈴木

一宮市 まちづくり部 都市拠点整備室

住所：愛知県一宮市本町2丁目5番6号

電話：0586-85-7019

担当：黒田・後藤・岩元